

指定関係の勸奨通知の電子化について

(対象：居宅・訪問・通所・地域密着型サービス)

市から指定有効期限が近い事業所に対して指定更新の勸奨通知書を送付しています。現在、郵送で通知書を送付しておりますが、文書の電子化を図るためメールでの送付に変更いたします。また、メール送付への変更に伴い、送付先が運営法人から事業所宛に変更となりますのでご確認をお願いします。メールでの送付となりますので、メールアドレスを登録されていない事業所についてはご登録いただきますようお願いいたします。なお、メールアドレスに関しては極力個人アドレスではなく、組織アドレスでの登録をお願いします。

また、送信エラーになるケースが散見されますので、登録済の事業所におかれましても登録されているメールアドレスの点検をお願いします。

【変更点】

1 送付方法及び送付先

	変更前	変更後
送付方法	郵送	<u>メール</u>
送付先	運営法人	<u>事業所</u>

2 運用開始時期：令和8年4月送付分より順次